

稲敷市三世代同居リフォーム資金補助制度で 最大50万円を助成！！



【内容】

未就学のお子さんがある若いご夫婦が市内で三世代同居、近居をするために住宅改修をする場合、補助金を交付します。補助金の額は下記の表のとおりとなり、三世代同居をするために転入した世帯の場合、額が上乘せされ最大50万円が交付されます。

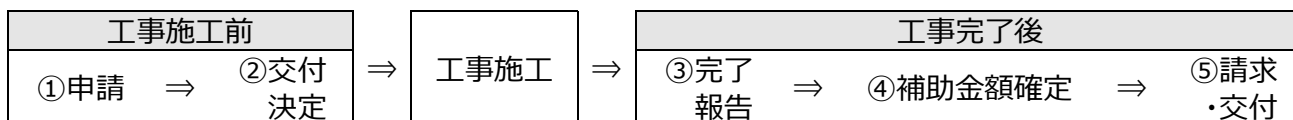
世帯の種別	補助金の額	注意事項
①三世代同居世帯	30万円	補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）
②改修工事完了後、三世代同居となる世帯	50万円	

- ①申請日の属する年度の4月1日において、本人又は配偶者が40歳未満の若年夫婦及び未就学の子が属する（交付申請日において出産予定の子がいる場合を含む）世帯と、若年夫婦の親（又は祖父母）の世帯が、市内で同居または市内の別の住宅に居住すること。
- ②交付申請日から起算して過去2年以内又は工事完了報告日までに転入し三世代同居となる世帯。ただし、転入した三世代同居構成員について、転入日から起算して過去2年間、市の住民基本台帳に記載されていないこと。

対象工事 ※細かな条件がございますので詳しくはお問い合わせください。	
居住部分の増築工事	給湯設備の設置又は交換※
室内の改装又は間取りの変更	室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え
ベランダ又はサンルームの増築・改修	住宅の改修を含む下水道接続工事
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	耐震補強工事
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス設備工事	手すりの設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	断熱改修工事
外壁、屋根、天井の修繕工事	

【流れ】

改修工事施工前に申請が必要です。交付決定を受けたあとに工事を施工し、工事完了後に工事完了報告書を提出した後、補助金の額が確定し交付となります。（工事完了報告書の提出は、工事が完了した日から2か月が経過する日までとなります。）



市内の各金融機関（常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、JA稲敷）において、住宅リフォームローンの金利優遇があるので、是非ご利用ください！！

※ 市内にある支店が該当となりますので、詳細につきましては各金融機関にお問い合わせ願います。



お問い合わせや申請は、
稲敷市 地域振興部 まちづくり推進課へ！！
TEL 029-892-2000（代）

【要件】

- (1) 平成28年4月1日以後に契約した20万円以上の改修工事であること。
- (2) 改修工事の対象となる住宅の所有者又は賃借者が申請者であること。
- (3) 改修工事が完了した後の工事完了報告時に三世代同居となる世帯に属する全ての者が定住していること。
- (4) 申請日現在において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する）全ての者が市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (5) 対象工事について、市が実施する他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 三世代同居となる世帯に属する全員が、同一住宅について、この補助金及び稲敷市若年夫婦（及び三世代同居）マイホーム取得支援助成金の交付を受けていないこと。
- (7) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者（及び親世帯に属する者）全ての者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 賃貸の用に供する予定の住宅の工事、公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事や災害等による保険給付金の対象となる工事、三世代同居となる世帯員が自ら施工（DIY）する工事でないこと。
- (9) 建築基準法その他関係法令の基準を満たすものであること。
- (10) 交付申請日から2か月以内に着工予定の工事であること。

【提出書類】

交付申請時

- (1) 稲敷市三世代同居リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 三世代同居をする方の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
※市が保有する公簿等により確認できる場合は省略可
- (3) 母子健康手帳の写し等（出産予定の子がいる場合）
- (4) 助成対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (5) 改修工事の内容を明らかにする図面
- (6) 改修工事の見積書の写し
- (7) 改修工事予定箇所の現場写真
- (8) 稲敷市三世代同居リフォーム資金補助金交付決定に係る調査同意書（様式第2号）
- (9) 三世代同居リフォーム工事承諾書（所有者でない場合に限る。）（様式第3号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

工事完了報告時

- (1) 稲敷市三世代同居リフォーム資金補助金工事完了報告書（様式第6号）
- (2) 改修工事の請負契約書の写し
- (3) 改修工事に係る領収書の写し
- (4) 改修工事の実施後の現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類